

事 務 連 絡
令和6年1月11日

新潟県 災害救助担当主管部（局）長 殿
新潟県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

避難所利用者の入浴等の支援について（留意事項）

令和6年能登半島地震による災害により、災害救助法が適用された市町村での避難所の生活環境の整備等について、避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、入浴の機会の確保等を図るなどの対策を講じるよう、お願いしております。

また、避難所には、そこで避難生活をしている避難者だけでなく、やむを得ず避難所に滞在することができない避難者も利用しており、停電や断水により、入浴できない被災者が来ることもあります。

このための支援策として、住民を含む避難所利用者が、民間のホテル・旅館等で入浴、宿泊等した場合の費用についても、貴県と内閣府との協議により、災害救助費の避難所の設置のため支出できる費用の支弁対象になります。

今回の災害において万全を期すため、改めてお伝えするとともに、管内の災害救助法適用市町村に対して、この旨を周知していただきますよう、お願いいたします。

なお、厚生労働省から関係団体（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会）あてに被災自治体から協力依頼があった場合について、別添のとおり依頼文が発出されていることを申し添えます。

【本件問合せ先】
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付
吉田・内田・真鍋・坂本
TEL：03-3501-5191（直通）

別添

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 2 日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長

令和 6 年能登半島地震による被害者等の要援護者への緊急対応に
ついて（依頼）

このたびの令和 6 年能登半島地震による災害に伴い、被災自治体から貴連合会傘下の旅館・ホテルに対して協力依頼があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、依頼元と十分調整するよう併せて願います。

別添

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 2 日

全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会理事長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長

令和 6 年能登半島地震による被害者等の要援護者への緊急対応に
ついて（依頼）

このたびの令和 6 年能登半島地震による災害に伴い、被災自治体から貴連合会傘下の公衆浴場に対して協力依頼があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、依頼元と十分調整するよう併せて願います。